

<p>关于进一步优化报关单位登记管理有关事项的公告 海关总署公告2018年第191号</p> <p>为落实“放管服”改革要求，根据全国海关通关一体化关检业务全面融合工作部署，海关总署决定进一步优化报关单位登记管理，简化相关登记手续，降低企业制度性交易成本，现将有关事项公告如下：</p> <p>一、关于进出口货物收发货人及其分支机构从事报关业务</p> <p>进出口货物收发货人依法设立的分支机构可以办理进出口货物收发货人分支机构备案，由进出口货物收发货人凭《报关单位情况登记表》向分支机构所在地海关申请办理。</p> <p>进出口货物收发货人及其在海关备案的分支机构可以在全国办理进出口报关业务。</p> <p>进出口货物收发货人应当对其分支机构的行为承担法律责任。</p> <p>二、关于报关企业及其分支机构从事报关业务</p> <p>报关企业及其在海关备案的分支机构可以在全国办理进出口报关业务。</p> <p>报关企业应当对其分支机构的行为承担法律责任。</p> <p>三、关于临时注册登记</p> <p>申请人办理海关临时注册登记的，凭《报关单位情况登记表》和非贸易性活动证明材料即可向海关申请办理。</p>	<p>通関申告単位登記管理関連事項のさらなる合理化に関する公告 税関総署公告 2018 年第 191 号</p> <p>「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革の要求を実行するため、全国税関通関一体化による通関業務の全面的融合業務の手配に基づき、税関総署は、さらに通関申告単位登記管理を合理化し、関連登記手続を簡素化し、企業の制度性取引コストを引き下げることを選定したため、ここに関連事項を以下の通り公告する：</p> <p>一、輸出入貨物の荷送人/荷受人およびその分支機構の通関申告業務への従事について</p> <p>輸出入貨物の荷送人/荷受人が法に基づき設立した分支機構は、輸出入貨物荷送人/荷受人分支機構の備案を行うことができ、輸出入貨物の荷送人/荷受人が《通関申告単位状況登记表》により分支機構の所在地の税関に手続を申請する。</p> <p>輸出入貨物の荷送人/荷受人およびその税関において備案した分支機構は、全国において輸出入通関申告業務を行うことができる。</p> <p>輸出入貨物の荷送人/荷受人は、その分支機構の行為に対して法的責任を負わなければならない。</p> <p>二、通関申告企業およびその分支機構の通関申告業務への従事について</p> <p>通関申告企業およびその税関において備案した分支機構は、全国において輸出入通関申告業務を行うことができる。</p> <p>通関申告企業は、その分支機構の行為に対して法的責任を負わなければならない。</p> <p>三、臨時登録登記について</p> <p>申請者が税関の臨時登録登記を行う場合、《通関申告単位状況登记表》および非貿易性活動の証明資料により、直ちに税関に手続を申請することができる。</p>
--	--

<p>本公告自2019年2月1日起施行。 特此公告。</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2018年12月7日</p>	<p>本公告は、2019年2月1日より施行する。 特にここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2018年12月7日</p>
--	---

<p style="text-align: center;">商务部关于进一步优化对外贸易经营者 备案登记工作的通知 商貿函〔2019〕72号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门：</p> <p>为了让企业办事“少跑腿”，减轻企业负担，营造法治化、国际化、便利化的营商环境，商务部决定进一步优化对外贸易经营者备案登记工作，现将有关事项通知如下：</p> <p>一、简化收取纸质版申请材料，在对外贸易经营者备案登记应用中增加上传扫描件功能。企业新申请、变更备案登记时，可网上提交营业执照复印件及签字盖章的对外贸易经营者备案登记申请表原件等申请材料扫描件。</p> <p>二、完善《对外贸易经营者备案登记表》遗失或损坏补办手续。《对外贸易经营者备案登记表》遗失或损坏，申请人需补领的，各备案登记机关不再指定报刊声明作废。企业按照自负其责的原则，向原备案登记机关提交遗失或损坏补领书面申请。</p> <p>三、根据《外贸法》和《对外贸易经营者备案登记办法》，已办理工商登记的企业法人分支机构，在新申请、变更对外贸易经营者备案登记时，应向备案登记机关提交企业法人分支机构营业执照复印件、分支机构负责人签字盖章的对外贸易经营者备案登记申请表原件及企业法人同意分支机构办理备案登记的书面申请材料原件。企业法人分支机构在办理完备案登记后可凭《对外贸易经营者备案登记表》到海关、税务、外汇等部门办理开展对外贸易业务所需的有关手续。</p>	<p style="text-align: center;">商務部：對外貿易經營者備案登記業務の さらなる合理化に関する通知 商貿函[2019]72号</p> <p>各省・自治区・直辖市・計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門：</p> <p>企業による事務手続の「少跑腿（手続のために窓口に出向くことを減らすこと）」を実現し、企業の負担を軽減し、法治化・国際化・利便化されたビジネス環境を構築するため、商務部は、對外貿易經營者備案登記業務のさらなる合理化を決定したため、ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、紙ベース版申請資料の受領を簡素化し、對外貿易經營者備案登記のアプリケーションにおいてスキャナ読み取りデータのアップロード機能を追加する。企業は、備案登記を新規申請・変更する際、オンラインにて営業許可証写しおよび署名・捺印済の對外貿易經營者備案登記申請表原本などの申請資料のスキャナ読み取りデータを提出することができる。</p> <p>二、《對外貿易經營者備案登記表》の紛失あるいは汚損の再発行手続を完備する。《對外貿易經營者備案登記表》を紛失あるいは汚損し、申請者に再受領の必要がある場合、各備案登記機関は、今後、定期刊行物上における無効声明を指定しないものとする。企業は、自己責任の原則に基づき、元の備案登記機関に紛失あるいは汚損による受領の書面申請を提出する。</p> <p>三、《對外貿易法》および《對外貿易經營者備案登記弁法》に基づき、工商登記済の企業法人の分支機構が、對外貿易經營者備案登記を新規申請・変更する場合、備案登記機関に企業法人の分支機構の営業許可証写し・分支機構の責任者の署名・捺印済の對外貿易經營者備案登記申請表原本および企業法人が分支機構が備案登記を行うことに同意する旨の書面申請資料原本を提出しなければならない。企業法人の分支機構は、備案登記手続の完了後、《對外貿易經營者備案登記表》により税関・税務・外貨などの部門において對外貿易業務の実施に必要な関連手続を行うことができる。</p>
---	---

四、本通知自2019年3月1日施行。商务部之前发布的文件与本通知规定不一致的，依照本通知规定执行。

商务部
2019年2月18日

四、本通知は、2019年3月1日より施行する。商務部門が以前に公布した文書が本通知の規定と一致しない場合、本通知の規定に基づき執行する。

商務部
2019年2月18日